

教育職員検定受検に係る学力に関する証明書の発行に関する申合せ

平成22年6月23日 第3回教授会
改正 平成26年1月22日 第9回教授会

茨城県立医療大学（以下「本学」という。）を卒業した者に係る教育職員免許法（昭和24年法律147号）第7条第1項に規定する学力に関する証明書（以下「証明書」という。）の発行についての取り扱いは次のとおりとする。

- 1 本学における証明書の発行は、教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）第66条の6に規定する科目に本学で開講する科目が該当する場合において、証明書発行の請求者が当該科目の単位を取得している場合に行うものとする。
- 2 教育職員免許法施行規則第66条の6に規定する科目に該当する本学で開講する科目については、別表のとおりとする。
- 3 証明書の発行については、（別添様式）のとおりとする。ただし、教育職員検定を行う者が特に定める様式がある場合は、その様式によるものとする。

（付則）

この申合せは、平成26年2月1日から施行する。

(別表)

教員免許法の科目		本学の対応科目	
科目名	単位数	科目名	単位数
日本国憲法	2	憲法	2
体育	2	健康科学	2
		保健・スポーツ	2
		保健・スポーツ I	1
		保健・スポーツ II	1
		保健・スポーツ (トリムコース)	2
		保健・スポーツ I (トリムコース)	1
		保健・スポーツ II (トリムコース)	1
		スポーツ科学実習	1
		スポーツ・コンディショニング理論	1
外国語コミュニケーション	2	実用英語	2
		実用英語 A	1
		実用英語 B	1
		英語講読 I	2
		英語講読 I A	1
		英語講読 I B	1
		英語講読 II	2
		英語講読 II A	1
		英語講読 II B	1
		英語 (Speaker course I)	4
		英語 (Speaker course I) A	2
		英語 (Speaker course I) B	2
		英語 (Speaker course II)	2
		英語 (Speaker course II) A	1
		英語 (Speaker course II) B	1
		英語 (会話)	2
		英語 (会話) A	1
		英語 (会話) B	1
		仏語	2
		仏語 A	1
		仏語 B	1
		独語	2
		独語 A	1
		独語 B	1
中国語	2		
中国語 A	1		
中国語 B	1		
情報機器の操作	2	情報処理演習	1
		統計解析演習	1
		計算機科学	2

※本表は、平成13年度以前の入学者（第1次カリキュラム適用者）には適用しない。同入学者については、別途定める。

(別添様式)

学力に関する証明書

氏名 _____

生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

○基礎資格

学位の種類	学士 (_____)
在学期間	平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日～平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日 茨城県立医療大学 _____ 学科 卒業

○教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目の単位取得状況

教育職員免許法施行規則に定める科目	本学における単位取得済科目及び単位数	
日本国憲法		単位
体育		単位
外国語コミュニケーション		単位
情報機器の操作		単位

上記の事項を証明する。

平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

茨城県立医療大学 学長

印